



海外ビジネス情報誌

# OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター  
OFTA（一社）大分県貿易協会

## 世界

武漢熱線 Vol.85 変化発展する武漢の越境E C（電子商取引）事情

## 貿易実務

貿易協会シリーズ 最新版インコタームズ2020年規則の解説4 2020年版の概要

貿易協会シリーズ 国際的生産連携 - OEM契約21 - 秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(6)

## お知らせ

大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金のご案内  
海外におけるEC販売プロジェクト JAPAN MALL事業

## 統計

令和2年度 大分県の貿易

# vol.133

2020 November.-December.

## 変化発展する武漢の越境 E C（電子商取引）事情

大分市武漢事務所 全淑麗

今回は武漢市の最新越境EC情報についてお話しします。今年上期、武漢市では新型コロナウイルスを封じ込めるために、前例のない都市封鎖が行われました。全ての市民の外出禁止など、今まで経験したこともない状況でした。当然、店頭販売や貿易は相当の打撃を受けました。その一方で、オンライン取引による取扱高は大きな成長を見せました。特に、低成長に入った国内商品の専門ECサイトに比べて、越境 E C市場には大きな伸びしろがあることが分かりました。取扱額の増加だけでなく、低リスクと高い利益率でECのプラットフォームは消費者だけでなく、企業からも注目を集めています。

武漢市の越境 E C 総合試験エリアは、2018年7月に中国国务院の許可を得て、2019年1月から正式に始動しました。僅か1か月間で、東湖総合保税区の越境 E C 取引額はすでに前年度を上回り、武漢の越境 E C 産業の潜在需要が明らかになりました。武漢市政府は越境 E C 運営企業と関連企業を支援する優遇政策を公表しました。東湖新技術開発区、漢口北市場、武漢新港総合保税区と天河空港の4つの保税区において越境 E C 総合試験区を整備しました。さらに越境 E C 大手企業の支援や越境 E C 産業パークの整備、越境 E C 専門従事者の育成、保税輸入業務、越境 E C 小売業への支援などが盛り込まれています。また、天河空港で国際直行路線を開通し、国際貨物の集配機能の集積や越境 E C の商品配送能力の向上も重点施策となっています。

また、武漢と国際市場との結びつきは日々深まっています。武漢市統計局のデータによると、2019年の武漢市の輸出相手国は205か国・地域へと広がりを見せていますが、このうち、越境 E C 関連企業は1500社以上、越境 E C 貿易総額は9.4億元に達しています。武漢市はすでに中国の越境 E C 産業の中部産業拠点となっており、数多くの越境 E C 企業が武漢に立地しています。

2009年創立した「弗睿電商(ふつえいでんしょう)」は、昨年から第二本部を武漢に開設しました。従業員も昨年の300人から500人に増え、毎年30%~50%の伸び率で急成長し、今後3年で1000人以上の雇用を増やす予定です。武漢には多くの大学があり人材も豊富です。越境 E C 企業各社も専門人材の需要が大きいことから、武漢は企業にとっては非常に魅力的です。

新型コロナウイルスの流行初期に抗ウイルス商品の価格が高騰しました。その後の外出禁止令により、在宅勤務が日常となり、電子商取引では電子機器、厨房用品、運動用品、玩具などの販売額も増加しました。武漢が真っ先にコロナ禍を経験したことにより、武漢の商売人も越境ECを通じた仕入れが利益を生むことをいち早く、それも身をもって体験しました。同時にこの経験は、その後の世界的なコロナ禍により、越境ECによる輸出拡大にもつながることになりました。今年4月から8月の間、武漢天河国際空港で、越境 E C 輸出入貨物の取扱量は160万件以上、うちに輸出貨物は80%超え、前年度を大きく上回りました。

武漢卓爾智聯傘下の越境 E C 企業「蘭亭集勢」(LightInTheBox)は、「唯品会」と「歡聚時代」に続く武漢卓爾智聯第三個目のプラットフォームです。2013年6月にアメリカでIPO(株式公開)を実現した越境 E C 企業です。2020年第二四半期の決算報告では、売上総額1.14億ドル、昨年同期と比95.9%の上昇となり、上場以来の四半期単位の売上としては最高額となりました。

また、2020年7月、湖北省政府は「武漢税関の湖北開放型経済の高品質発展に資する支援に関する連携施策」を公表し、総合保税区、保税物流センター（B型）における越境EC電商企業の「ネットショッピングの保税販売」及び「輸入商品の購入直通」業務の展開を支持する態度は明らかになりました。企業対企業のBtoBと比べると、企業対個人消費者のBtoCの小売方式が一般消費者にとってもっと便利です。

鄂旅投資グループの傘下企業、武漢金宇総合保税発展有限公司運営の「越境ショッピング品源生活広場」は、国慶節前に東湖保税区でオープンしました。商品は全部海外輸入品で、主に美容、ベビー&マタニティ、健康食品、お酒、小型電化製品の5種類です。消費者はその場で購入し、その場で商品を引取ることができます。BtoCで流通ルートを短縮し、仲介商にかかるコストを押さえたビジネスモデルで繁盛しています。「越境ショッピング品源生活広場」で商品を購入する際、中国の越境ECの優遇政策により、個人年間消費額の制限枠内であれば、免税で商品を購入することができます。商品は全部海外から直接仕入れたもので、商品はすでに税関システムで登録され、保税管理中の状態となっています。消費者は身分証明書を提出してレジ台で支払った後、受け取りカウンターで受取、消費者と越境EC商品がゼロ距離のショッピングを実現しました。

「越境ショッピング品源生活広場」で商品を購入する際の手順は下記の流れとなります。

- 1、氏名、身分証明証番号、携帯番号でプラットフォームアプリをダウンロードし会員登録を行う。
- 2、商品をセルフレジ台に持っていき、バーコードをセンサーにかざし、自動印字される注文票をもとに代金を支払う。
- 3、運営業者は注文票、精算票、物流票のデータを税関連通システム上で、オンラインで税関申告する。
- 4、税関審査結果はオンタイムで消費者へフィードバックされる。
- 5、消費者は受取カウンターで商品を引取る。また、注文した商品が税関の無作為抽出検査に該当した場合は、運営業者側から商品を検査後宅急便で消費者の指定地まで配送。

海外直輸入商品の店頭直接販売方式は、湖北省内では今まで空白でしたが、越境ECの新たな発展方向です。税関の特別保税管理区域において、越境ショッピング品源生活広場プロジェクトが、越境EC OtoO (Online to Offline) 販売業務を展開できたことは、湖北省で初の越境EC「フロント店舗・バックヤード一体展開+宅配」はこれからの越境ECの新業態になる予感です。

少々、手前味噌気味のお知らせとなりますが、当事務所スタッフが所属している武漢市国際交流サービスセンターは、国際往来のサポートを生業としていますが、コロナ禍により往来が遮断され、創業以来の経営危機に陥りました。4月の活動再開後に、現下の窮状を克服するために子会社「武漢友好越境電子取引商物流有限公司」を立ち上げました。武漢新港を拠点に、越境EC、倉庫、物流、サプライチェーンなどに関する金融業務を展開しています。7月に武漢新港では初の冷凍輸入肉の入庫を取扱いました。現在は各国のビューティーケア商品、ベビー&マタニティ商品、健康食品を取り扱っています。本年度の取扱高の目標額を5億元に設定し、11月から越境EC商品の販売アプリの運営がスタートしました。越境ECやビジネスマッチングに関するお問い合わせを歓迎します。

PRとなっただけでしたが、足元では依然、新型コロナウイルスや貿易摩擦のリスクにさらされています。一方では、デジタル化やビッグデータによって生産性が向上し、経済力が対前年比較でプラス成長に復元しました。中国スタイルの越境ECは、また新たな領域に歩を進めているようです。



東湖保稅區入口



越境EC商品體驗展示區



ライブ配信中



會計待ちの人々

# インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

## インコタームズ2020年版で規定されたト レード・タームズII

### 3. 輸送費込み（指定仕向地）インコタームズ2020

CPT〔Carriage Paid To〕（named place of destination）Incoterms®2020

#### 1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかんを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

#### 2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、物品を運送人に引き渡すことにより、またはそのように引き渡された物品を調達することにより、利用された運送手段に適切な方法と場所で、運送人に物品の物理的な占有を与えることにより引渡の義務を果たすことになる。

物品がこの方法で買主に一旦引き渡されたら、売主は、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に到着することを保証しない。これは、危険は、物品が運送人に手渡されることにより買主に引き渡されるときに、売主から買主に移転するからである。それにもかかわらず、売主は、引き渡しから合意された仕向地までの物品の運送契約を行わなければならない。

もし売主が、運送契約のもとに指定仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

#### 3 引渡地（引渡地点）と仕向地

本規則では、二つの場所が重要である。一つは、物品が引き渡される（危険の移転のため）場所または地点（あるならば）であり、売買契約においてできる限り正確にその場所

内の地点を明らかにすべきである。および二つは、物品の仕向地として合意された場所または地点（売主が運送契約を締結する地点として）であり、売買契約においてできる限り正確に合意された仕向地内の地点を明らかにすべきである。

#### 4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに全てではないにせよ商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

#### 5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入のための通関、輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。

### 4. 輸送費保険料込み（指定仕向地）インコタームズ2020

CIP〔Carriage and Insurance Paid to〕（named place of destination）Incoterms®2020

#### 1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかんを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

#### 2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、物品を運送人に引き渡すことにより、またはそのように引き渡された物品を調達することにより、利用された運送手段に適切な方法と場所で、運送人に物品の物理的な占有を与えることにより引渡の義務を果たすことになる。

# インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

物品がこの方法で買主に一旦引き渡されたら、売主は、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に到着することを保証しない。これは、危険は、物品が運送人に手渡されることにより買主に引き渡されるときに、売主から買主に移転するからである。それにもかかわらず、売主は、引き渡しから合意された仕向地までの物品の運送契約を行わなければならない。また、売主は、運送中における物品の買主の滅失または損傷に対して保険契約を締結し、その保険料を負担する義務を負う。

もし売主が、運送契約のもとに指定仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

## 3 引渡地（引渡地点）と仕向地

本規則では、二つの場所が重要である。一つは、物品が引き渡される（危険の移転のため）場所または地点（あるならば）であり、売買契約においてできる限り正確にその場所内の地点を明らかにすべきである。および二つは、物品の仕向地として合意された場所または地点（売主が運送契約と保険契約を締結する地点として）であり、売買契約においてできる限り正確に合意された仕向地内の地点を明らかにすべきである。

## 4 保険

売主は、引渡地点から少なくとも仕向地点までの、買主が負担する危険に対する、物品の滅失または損傷を補償（担保）する保険契約を締結しなければならない。これは、仕向国が保険補償（担保）を仕向国内で付保することを求めている場合には難しいかもしれない。この場合、両当事者は、CPTで売買すべきである。また、買主は、インコタームズ2020年版のCIP規則にもとづいて、売主が、協会貨物約款（C）にもとづく、より限定された補償（担保）よりもむしろ、協会貨物

約款（A）または同種の約款に応じる広範囲な保険補償（担保）を得ることを求められることに留意すべきである。しかし、両当事者がより狭い補償（担保）に合意することは自由である。

## 5 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに全てではないにせよ商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

## 6 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入のための通関、輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。

## 秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(6)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

今回は、秘密保持契約に規定される紛争解決条項を紹介する。(前回の内容: No License条項、No. Warranty条項、一般条項、準拠法条項の紹介)

### 1. 紛争解決条項について

秘密保持契約に規定される紛争解決条項は、最終的紛争解決手段である裁判(裁判管轄条項)か又は仲裁(仲裁条項)が選択される。裁判と仲裁を併用することは避けるべきである。それらを併用することで条項が無効とされる恐れがあり、その併用の紛争解決条項の有効性を巡り当事者間で争われることも多い。契約書に規定される紛争解決手段は、裁判か仲裁の二者択一となる。

国際取引は国境を超える取引であり、裁判では、何処で、どの国、地域の裁判所によって紛争を解決するのか、管轄裁判所の合意規定が契約書に設けられる。これを裁判管轄条項(jurisdiction clause)という。また、仲裁では通常、仲裁地をどこにするのか、どの仲裁機関及び仲裁規則を採用するのかを当事者が合意した仲裁条項(arbitration clause)を契約書に規定する。

### 2. 秘密保持契約から発生する紛争と紛争解決手段選択の考慮

秘密保持契約の受領者が契約違反、秘密情報の漏洩、不正使用、流用などが発生した場合の開示者の法的救済は、損害賠償と差止が考えられる。

秘密保持契約から発生する紛争で考慮しておかなければならない事項としては、

①裁判所に差止等の暫定的保全措置の請求をするのに、どこの国、地域の裁判所に提起することになるのかを検討しておかなければならない。

②国家裁判所による場合以外に、仲裁において、仲裁廷への暫定的保全措置の申立ても可能であり、仲裁廷は当事者の申立てに対して暫定的保全措置命令を出すことができる。

③秘密保持契約から発生する紛争では、秘密性、非公開性を特に考慮しなければならない。

④裁判所の判決も仲裁廷の仲裁判断も法的強制力があり、強制執行することができる。但し、当事者の事業所が国境を超える国際取引紛争では、裁判所の判決は、外国での執行力については国際条約がなく、執行性の問題が残る。仲裁判断は、国際条約であるニューヨーク条約によって、外国仲裁判断の承認、執行が保証されている。

⑤秘密保持契約に関連して締結される契約が伴う場合には、その契約に規定される紛争解決条項との整合性に留意しておく必要がある。

### 3. 裁判と仲裁の性格、特徴の比較

紛争解決手段として裁判と仲裁のいずれを選択するかは重要な問題である。どちらの紛争解決手段を選択するかはケースバイケースである。裁判と仲裁の性格、特徴の相違を以下に紹介する。

①裁判は国家機関による解決である。一方、仲裁は当事者自治による解決である。

②裁判は、紛争の判断者は、国家資格のある公人である裁判官である。一方、仲裁は、当事者が選任する私人である仲裁人が仲裁判断を下す。

③裁判での審理手続きは、民事訴訟法による。一方、仲裁手続きは、当事者合意を前提に進行する。例えば、当事者が合意した仲裁機関の仲裁規則による。

## 秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(6)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
 京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

- ④裁判は、手続、判決は公開される。  
 一方、仲裁は、手続、仲裁判断は、原則非公開である。
- ⑤裁判は上訴制度がある。判決は控訴、上告ができる三審制である。  
 一方、仲裁は一審制度であり、仲裁判断は最終で当事者を拘束し、上訴できない。
- ⑥裁判は、手続に要する時間は、訴訟は三審制であり長期にわたることが少なからずある。  
 一方、仲裁は一審制でありよりスピーディに決着がつく。仲裁手続きに要する期間は、一般に12-16か月程度である。迅速仲裁手続きでは、6か月以内に仲裁判断ができる。
- ⑦裁判は、外国判決の承認、執行に関する国際条約、二国間協定に日本はいずれも加盟しておらず、外国判決の承認、執行の保証が無いため非常に不安定である。  
 一方、仲裁は、ニューヨーク条約（現在160ヶ国以上が加盟）により、外国仲裁判断の承認及び執行が保証されており、ニューヨーク条約に基づく執行例は数多くある。

#### 4. 紛争解決条項（裁判管轄条項、仲裁条項）

上記2及び3を考慮にいて、裁判又は仲裁を選択して、契約書に裁判管轄条項か、又は仲裁条項を規定することになる。

以下に裁判による解決条項と仲裁による解決条項の一例を参考に紹介する。

##### 1) 裁判による解決条項—裁判管轄条項 (jurisdiction clause) —

"The courts of Japan shall have an exclusive jurisdiction over all disputes

which may arise between the parties out of or in connection with this Agreement."

(本契約から、又は、本契約に関連して当事者間に発生する全ての紛争に関して、日本国裁判所が、専属的裁判管轄権を有する。)

##### 2) 仲裁による解決条項 - 仲裁条項 (arbitration clause)

" All disputes, controversies, or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association. The Place of Arbitration shall be (都市名)、Japan.

The award rendered by the arbitrator(s) shall be final and binding upon the parties hereto."

(この契約から又はこの契約に関して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って最終的に解決されるものとする。仲裁地は(都市名)、日本とする。仲裁廷により下される仲裁判断は最終であり当事者を拘束するものとする。)

令和2年度 県産加工食品海外展開支援事業

## 大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金のご案内

海外で開催される見本市・展示会・商談会（以下「海外見本市等」という。）への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を、補助率1/2以内、上限300千円の範囲内で補助します。

### 1 対象事業

対象となる事業は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

- ①大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が出展する海外見本市・展示会への出展
- ②大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が主催又は共催する海外商談会への出展
- ③その他知事が認める海外販路開拓へ向けた取組

【活用例】 香港 FoodExpo、フランス ANUGA 等の海外見本市への出展

### 2 補助対象者

この事業において事業実施主体は、次の①～③の全てに該当する者とします。

- ①大分県内に本社又は製造拠点を有する中小企業者又は個人事業主
- ②大分県産加工食品の製造又は販売を主たる事業として営む者
- ③「新輸出大国コソシアム（ジェトロ）」の登録者又は「（一社）大分県貿易協会」の会員

※③については、補助金交付申請までに条件を満たせば、これに該当するものとします。

### 3 補助対象経費、補助金額等

経費区分	補助対象経費の内容	補助率	上限
旅費	海外見本市等へ出展するために必要な交通費、宿泊費等	1/2	300千円
使用料及び賃借料	海外見本市等の出展料（小間料）、海外見本市等出展に要する備品借上料等	以内	以内
役員費	通訳費、翻訳費、商品の梱包・輸送等の通信運搬費、展示装飾費、保険料、広告宣伝費等		
需用費	事務用品、資料代、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、海外見本市等出展時に使用した光熱水費、看板・横断幕等の製作経費、消耗品費等 ※消耗品とは単体で取得価格（税込）が2万円未満のもの		

※募集締め切りは2021年1月31日です。但し、予算額に達した時点で終了となります。（先着順）

※交付決定前に支出した経費については補助対象外となります。（事業認定申請、交付申請の手続が必要）

※事業の詳細や提出資料については、下記のホームページを参照してください。

#### 【申込み・問合せ先】

大分県商工労働部商業・サービス業振興課 貿易・物産・フラッグショップ班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-3285

FAX：097-506-1754

Email：a14160@pref.oita.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.oita.lg.jp/soshiki/14300/processed-food-kaigai-hojokin.html

# JAPAN MALL事業

海外大手ECが皆様の商品(食品、化粧品、生活雑貨等)を日本国内で買い取り!

## 1 申し込み無料!

商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

通年募集

## 2 取引は簡単で、安心安全!

日本国内で商品引き渡し、円建て取引

煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要

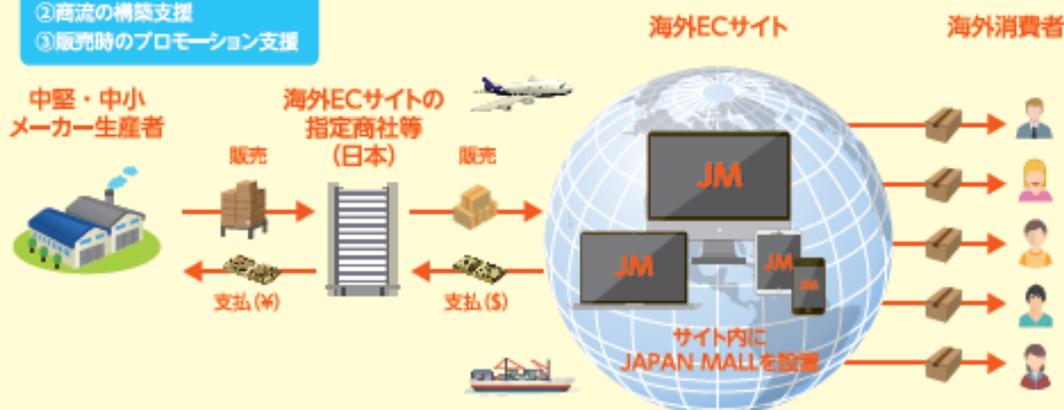
## 3 ブランド価値、海外市場での認知度が向上!

海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

### 事業スキーム

#### 【JETROの役割】

- ①日本国内での調達支援
- ②商流の構築支援
- ③販売時のプロモーション支援



海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。  
納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。  
応募いただくタイミングによってはプロモーションイベントに参加できない場合がございます。  
詳細はジェットロHPの募集要項をご確認ください。

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

#### 【お申し込み・お問い合わせ先】

ジェトロ デジタル貿易・新産業部 (久保田、尾崎、芦崎、高山)  
TEL : 03-3582-5227 Email : DNB@jetro.go.jp

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_mall/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/)



1. 令和2年9月分 大分税関支署管内貿易概況 (確報値)

※大分税関支署発表による。  
大分税関支署管内貿易概況 (確報値) は門司税関HPよりご覧いただけます。  
[http://www.customs.go.jp/moji/moji\\_toukei/oita/oita.html](http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html)



令和2年9月分 大分税関支署管内貿易概況  
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値

大分税関支署  
令和2年11月13日

1 貿易額

大分港 (価額:千円、%)					佐伯港 (価額:千円、%)				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比		価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	40,789,595	73.4	397,854,324	75.4	輸出	2,490,989	100.5	13,811,461	66.1
輸入	82,838,739	86.3	717,960,893	82.3	輸入	1,834,182	315.1	4,803,032	110.7
差引	△ 42,049,144		△ 320,106,369		差引	656,807		9,008,429	

※大分港には、中津港、佐賀開港の実績を含む

津久見港					大分空港				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同期比		価額	前年同月比	価額	前年同期比
輸出	629,152	79.8	21,815,553	114.6	輸出				
輸入	314,458	42.9	3,543,918	72.9	輸入				全減
差引	314,694		18,271,635		差引				

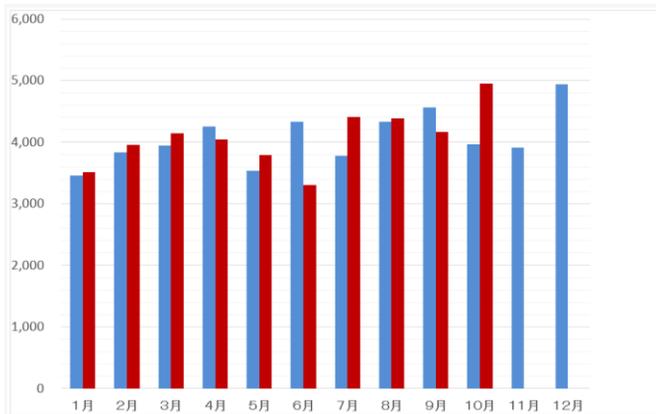
2 主要輸出・輸入品目

大分港 (価額:千円、%)												
区分	品名	数量単位	本月				累計					
			数量	前年同月比	価額	前年同期比	数量	前年同期比	価額	前年同期比	構成比	
輸出	有機化合物				4,428,168	44.0	10.9			50,085,502	57.9	12.6
	プラスチック	MT	3,671	126.3	521,367	94.7	1.3	25,054	101.3	3,807,171	81.4	1.0
	鉄	MT	301,588	119.2	14,380,372	101.8	35.3	3,006,880	107.4	144,844,328	87.9	36.4
	銅及び同合金	MT	18,943	94.2	12,178,241	110.0	29.9	139,261	104.0	88,834,687	99.1	22.3
	事務用機器				8,430,938	128.9	15.8			61,716,635	90.0	15.5
	映像機器	NO	4,388	2.9	358,870	4.2	0.9	103,344	11.1	6,161,036	12.1	1.5
輸入	船舶	NO						5	166.7	14,987,902	224.8	3.8
	鉄鉱石	MT	1,795,322	79.9	18,456,475	84.8	22.3	14,407,265	86.0	146,247,295	95.6	20.4
	銅	MT	95,233	89.2	28,244,639	138.3	34.1	1,018,450	101.9	221,717,920	104.1	30.9
	石炭	MT	823,664	115.1	8,358,889	105.2	10.1	7,443,093	103.9	92,858,589	77.4	12.9
	原油及び粗油	KL			全減	全減		2,137,680	54.0	80,774,632	44.1	11.3
	揮発油	KL	348,578	150.1	10,363,210	115.6	12.5	2,126,744	114.7	65,299,215	87.5	9.1
	液化石油ガス	MT	128,049	132.0	5,113,983	128.2	6.2	634,552	94.6	26,749,434	79.2	3.7
	液化天然ガス	MT	245,830	391.8	8,037,833	214.1	9.7	1,084,782	127.7	45,028,948	85.4	6.3

佐伯港												
区分	品名	数量単位	本月				累計					
			数量	前年同月比	価額	前年同期比	数量	前年同期比	価額	前年同期比	構成比	
輸出	船舶	NO	1	100.0	2,388,176	99.3	95.8	5	55.6	12,551,608	62.5	90.9
	木				104,813	138.2	4.2			783,691	96.0	5.7
輸入	荷役機械				39,560	全増	2.2	54,370	152.3	210,991	144.8	4.4
	石	MT	10,850	135.5	161,393	134.5	8.8	57,368	51.0	866,567	52.4	18.0
	植物油	MT	10,499	135.5	161,393	134.5	8.8	57,368	51.0	866,567	52.4	18.0
	その他の農産品				20,928	100.5	1.1			41,982	201.7	0.9
	植物性原材料				294,138	66.7	16.0			2,136,135	203.5	44.5
	魚介	KG	3,080	全増	5,636	全増	0.3	65,389	79.2	113,697	77.3	2.4
船舶	NO	2	全増	1,312,527	全増	71.6	2	100.0	1,312,527	105.3	27.3	

津久見港												
区分	品名	数量単位	本月				累計					
			数量	前年同月比	価額	前年同期比	数量	前年同期比	価額	前年同期比	構成比	
輸出	船舶	NO						7	140.0	15,047,330	109.8	69.0
	セメント	MT	157,348	84.6	537,908	76.4	85.5	1,809,338	139.3	6,055,150	131.5	27.8
	石灰	MT	65,260	108.4	87,774	107.7	14.0	501,505	99.7	884,342	98.4	3.1
輸入	石炭	MT	38,750	60.1	295,987	42.8	94.1	307,111	96.6	2,885,393	70.8	75.8
	石油	MT						91,332	105.6	712,689	79.1	20.1
	アルコール飲料	L	4,137	71.1	18,471	43.3	5.9	32,936	94.3	145,856	87.0	4.1

2. 大分港コンテナ取扱量推移



■ 2019年度実績  
■ 2020年度実績

出所：(株)大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

- 海外の経済、貿易情報を入手したい
- 海外投資に関する情報を収集したい
- 海外出張のサポートを受けたい
- 輸出品の販路を拡大したい
- 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

## 日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19  
大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：[oit@jetro.go.jp](mailto:oit@jetro.go.jp)

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



## 一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地  
大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：[info@oita-fta.jp](mailto:info@oita-fta.jp)

URL：<http://www.oita-fta.jp/>